平成２８年（フ）第１５３９号
東京都渋谷区西原２丁目29－１－403
破産者　滝井　　強
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６００号
東京都北区浮間２丁目21―14―104
破産者　石川　　聰
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６３１号
東京都杉並区和泉３丁目２－１－305
破産者　小沼　春男
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７１７号
東京都品川区八潮５丁目10―27―701
破産者　清水トミ子
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７４７号
東京都江戸川区平井４丁目29―22―215
破産者　水谷　好之
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７４８号
東京都江戸川区平井４丁目29―22―215
破産者　水谷　重子
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２１２号
神奈川県海老名市東柏ケ谷５丁目１－８－703
破産者　中田　敏之
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３４０号
東京都中野区本町３丁目１番８号
破産者　有限会社カリーノ
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５６６号
東京都荒川区東日暮里５丁目34番１号
破産者　株式会社パスチャー
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９２８号
東京都台東区蔵前４丁目21番９号
破産者　株式会社はやぶさ
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９２９号
千葉県浦安市堀江４丁目33－７－406、開始決定時の住所神奈川県横浜市西区北軽井沢８－76－316
破産者　山本　高士
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９７６号
東京都品川区戸越３丁目11番６号
破産者　有限会社三矢システム
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９９７７号
東京都大田区久が原１丁目36―10　アーバンヒル久が原Ⅲ１Ｆ
破産者　白木　俊雄
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９０５号
東京都台東区東上野１丁目10番９号　山城屋ビル２階
破産者　株式会社プラッツ
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０１７号
東京都世田谷区下馬６丁目19―４―401
破産者　水野　　衛
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１２５３号
東京都中央区東日本橋２丁目16―10―801
破産者　舘崎　直史
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７６号
東京都荒川区東尾久２丁目45―７
破産者　天野　利彦
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１２号
東京都大田区西蒲田３丁目５番17号
破産者　株式会社ティードリーム
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１３号
東京都大田区多摩川１丁目23―１―605
破産者　清水　剛士
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２５号
東京都板橋区若木３丁目２番２号
破産者　ケーワンエクスプレス株式会社
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２６号
東京都板橋区相生町７―11―206
破産者　岡崎　良輔
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４９号
東京都北区赤羽北１丁目21－８
破産者　佐藤　和男
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部